

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所,以下「当事務所」)が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

## 企業情報公示暫定条例

(国務院令第654号として2014年8月7日公布、同年10月1日施行)

- 第1条 公平な競争を保障し、企業の誠実性・自律を促進し、企業情報の公示を規範化し、 企業への信用制約を強化し、取引の安全を維持・保護し、政府の監督管理の機能を向上 させ、社会監督を拡大するため、本条例を制定する。
- 第2条 本条例にいう「企業情報」とは、工商行政管理部門において登記した企業が生産経営活動に従事する過程で形成した情報、及び政府部門が職責を履行する過程で発生したもので企業の状況を反映することができる情報をいう。
- 第3条 企業情報の公示は、真実及び適時なものでなければならない。公示される企業情報が国家秘密、国家の安全又は社会公共利益に関わる場合には、主管の秘密保持行政管理部門又は国の安全機関に報告して認可を得なければならない。県級以上の地方人民政府の関係部門が公示する企業情報が企業の商業秘密又は個人のプライバシーに関わる場合には、上級の主管部門に報告して認可を得なければならない。
- 第 4 条 省、自治区及び直轄市の人民政府は、当該行政区域における企業情報公示業務を 指導し、国家社会信用情報プラットホーム建設の総体的要求に従い、当該行政区域にお ける企業信用情報公示システムの建設を促進する。
- 第 5 条 国務院の工商行政管理部門は、企業情報公示業務を推進及び監督し、企業信用情報公示システムの建設を組織する。国務院のその他の関係部門は、本条例の規定により企業情報公示関連業務を適切に遂行する。

県級以上の地方人民政府の関係部門は、本条例の規定により企業情報公示業務を適切 に遂行する。

- 第 6 条 工商行政管理部門は、企業信用情報公示システムを通じて、自身が職責を履行する過程で発生した次の各号に掲げる企業情報を公示しなければならない。
  - (一) 登録・登記及び届出の情報
  - (二) 動産抵当登記の情報
  - (三) 出資持分質権設定登記の情報
  - (四) 行政処罰の情報

企業情報公示暫定条例(国務院)

(五) 法により公示しなければならないその他の情報

前項に定める企業情報は、発生した日から20業務日内に公示しなければならない。

- 第7条 工商行政管理部門以外のその他の政府部門(以下「その他の政府部門」という。) は、自身が職責を履行する過程で発生した次の各号に掲げる企業情報を公示しなければ ならない。
  - (一) 行政許可の付与、変更及び継続の情報
  - (二) 行政処罰の情報
  - (三) 法により公示しなければならないその他の情報

## 企業情報公示暫定条例 (国務院)

その他の政府部門は、企業信用情報公示システムを通じて、またその他のシステムを通じて、前項に定める企業情報を公示することができる。工商行政管理部門及びその他の政府部門は、国家社会信用情報プラットホーム建設の総体的要求に従って、企業情報の相互接続・共有を実現しなければならない。

第8条 企業は、毎年1月1日から6月30日までにおいて、企業信用情報公示システムを 通じて工商行政管理部門に前年度の年度報告を送付し、かつ、社会に公示しなければな らない。

当年に設立登記した企業は、翌年から年度報告を送付及び公示する。

- 第9条 企業年度報告の内容には、以下を含む。
  - (一) 企業の通信住所、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス等の情報
  - (二) 企業の開業、廃業、清算等存続状態の情報
  - (三) 企業の投資による企業設立及び出資持分購入の情報
  - (四) 企業が有限責任会社又は株式会社である場合には、その出資者又は発起人が払込 みを引き受け、及び払込みをした出資額、出資時期、出資方法等の情報
  - (五) 有限責任会社の出資者による出資持分譲渡等の出資持分変更の情報
  - (六) 企業のウェブサイト及びネット経営に従事するネットショップの名称、URL 等の 情報
  - (七) 企業の業務従事人数、資産総額、負債総額、対外的な保証・担保の提供、所有者持分合計、営業総収入、主営業務収入、利益総額、純利益及び納税総額の情報前項第(一)号ないし第(六)号に規定する情報については社会に公示しなければならず、

第(七)号に規定する情報については社会に公示するか否かを企業が選択する。

企業の同意を経た場合には、公民、法人又はその他の組織は、企業が不公示を選択した情報を照会することができる。

- 第 10 条 企業は、次の各号に掲げる情報の形成日から 20 業務日内に、企業信用情報公示 システムを通じてこれらを社会に公示しなければならない。
  - (一) 有限責任会社の出資者又は株式会社の発起人が払込みを引き受け、及び払込みを した出資額、出資時期、出資方法等の情報
  - (二) 有限責任会社の出資者による出資持分譲渡等の出資持分変更の情報
  - (三) 行政許可の取得、変更及び延長の情報
  - (四) 知的財産権の質権設定登記の情報
  - (五) 行政処罰を受けた旨の情報
  - (六) 法により公示しなければならないその他の情報

工商行政管理部門は、企業が前項の規定通りに公示義務を履行しなかったことを発見 した場合には、期限を定めて履行するよう当該企業に命じなければならない。

- 第11条 政府部門及び企業は、自身が公示した情報の真実性及び適時性についてそれぞれ 責任を負う。
- 第12条 政府部門は、自身が公示した情報が不正確であることを発見した場合には、遅滞なく訂正しなければならない。公民、法人又はその他の組織は、政府部門が公示した情報が不正確であることを証明する証拠を有する場合には、当該政府部門に訂正を要求する権利を有する。

企業は、自身が公示した情報が不正確であることを発見した場合には、遅滞なく訂正



しなければならない。但し、企業年度報告の公示情報の訂正は、毎年6月30日までに完了しなければならない。訂正前後の情報は同時に公示しなければならない。

第13条 公民、法人又はその他の組織は、企業が公示した情報が虚偽であることを発見した場合には、工商行政管理部門に通報することができる。通報を受けた工商行政管理部門は、通報の資料を受領した日から20業務日内に確認・調査を行い、これを処理し、かつ、書面により処理状況を通報者に知らせなければならない。

公民、法人又はその他の組織は、本条例の規定により公示した企業情報に疑問を有する場合には、政府部門に照会を申請することができる。照会の申請を受けた政府部門は、申請を受けた日から20業務日内に、書面により申請者に回答しなければならない。

第14条 国務院の工商行政管理部門並びに省、自治区及び直轄市人民政府の工商行政管理 部門は、公平及び規範的という要求に従い、企業登録番号等に基づき無作為抽出してサ ンプリング調査対象企業を確定し、企業公示情報の状況に対する検査を組織する。

工商行政管理部門は、企業が公示した情報をサンプリング調査する場合には、書面検査、実地調査、ネットワークモニタリング等の方法を採用することができる。工商行政管理部門は、企業が公示した情報をサンプリング調査する場合には、会計士事務所、税理士事務所、弁護士事務所等の専門機関に委託して関連業務を展開させ、かつ、その他の政府部門が下した検査及び調査・確認の結果又は専門機関がなした専門的な結論を法により利用することができる。

サンプリング調査の結果については、工商行政管理部門が企業信用情報公示システム を通じて社会に公表する。

第15条 工商行政管理部門が企業の公示した情報について法によりサンプリング調査を展開し、又は通報に基づき調査・確認を行う場合には、企業はこれに協力して質問・調査に応じ、事実通りに状況を報告し、関連する資料を提供しなければならない。

非協力的でその情状が重大である企業について、工商行政管理部門は、企業信用情報 公示システムを通じて公示しなければならない。

- 第16条 いかなる公民、法人又はその他の組織も、公示された企業情報を不法に修正して はならず、企業情報を不法に取得してはならない。
- 第17条 次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合には、県級以上の工商行政管理部門が経営異常名簿に組み入れ、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示し、公示義務を履行するよう当該企業に注意を喚起する。情状が重大である場合には、関係主管部門が関係する法律及び行政法規の規定により行政処罰を与える。他人に損失を与えた場合には、法により賠償責任を負う。犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。
  - (一) 企業が本条例に規定する期限通りに年度報告を公示せず、又は工商行政管理部門 が命じた期限通りに関係する企業情報を公示しなかった場合
  - (二) 企業の公示情報が真実の状況を隠蔽し、虚偽を弄したものである場合

経営異常名簿に組み入れられた企業が本条例の規定により公示義務を履行した場合には、県級以上の工商行政管理部門が経営異常名簿から外す。本条例の規定通りに公示義務を履行せず3年が経過した場合には、国務院の工商行政管理部門又は省、自治区若しくは直轄市人民政府の工商行政管理部門が重大違法企業リストに組み入れ、かつ、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示する。重大違法企業リストに組み入れられ



た企業の法定代表者及び責任者は、3 年内にその他の企業の法定代表者又は責任者を担任してはならない。

企業が重大違法企業リストに組み入れられた日から満 5 年にわたって第 1 項所定の 状況を再発させなかった場合には、国務院の工商行政管理部門又は省、自治区若しくは 直轄市人民政府の工商行政管理部門が重大違法企業リストから外す。

- 第18条 県級以上の地方人民政府及びその関係部門は、信用制約メカニズムを確立及び健全化させ、政府調達、工事入札、国有土地の払下げ、栄誉称号の授与等の業務において、企業情報を重要な考慮要素とし、経営異常名簿又は重大違法企業リストに組み入れられた企業について法により制限又は参入禁止をしなければならない。
- 第19条 政府部門が本条例の規定通りに職責を履行しなかった場合には、監察機関又は一級上の政府部門が是正を命ずる。情状が重大である場合には、責任を負う主管者及びその他の直接責任者が法により処分を与える。犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。
- 第 20 条 公示された企業情報を不法に修正し、又は企業情報を不法に取得した場合には、 関係する法律及び行政法規の規定により法的責任を追及する。
- 第21条 公民、法人又はその他の組織は、企業情報の公示業務における政府部門の具体的な行政行為が当該企業の適法な権益を侵害したと判断した場合には、法により行政再審議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。
- 第22条 企業が本条例の規定により情報を公示しても、その他の関係する法律及び行政法 規の規定による当該企業の情報公示義務は免除しない。
- 第23条 法律法規により権限を付与された、公共事務管理の職能を有する組織による企業 情報の公示には、政府部門による企業情報の公示に関する本条例の規定が適用される。
- 第24条 国務院の工商行政管理部門は、企業信用情報公示システムの技術規範の制定に責任を負う。

個体工商戸及び農民専業合作社の情報公示の具体的方法は、国務院の工商行政管理部門が別途制定する。

第25条 本条例は、2014年10月1日から施行する。

(法令原文名称:企业信息公示暂行条例)